

用地測量・用地調査業務積算資料

令和8年10月1日から適用

宮崎県農政水産部

1. 価格積算基準

用地調査等業務の価格積算基準

I 適用範囲

この積算基準は、用地調査等の業務を委託に付する場合に適用する。

II 業務費の構成

用地調査等業務費の構成は次のとおりとする。

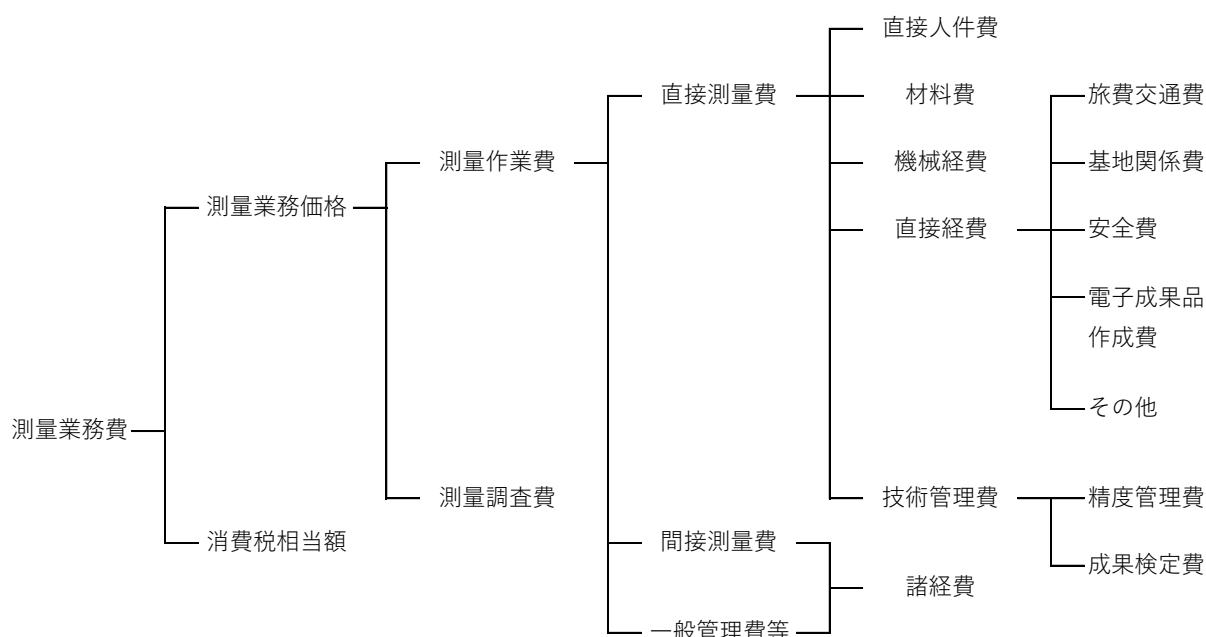
第1 用地測量業務（土地等に係る権利調査・用地測量及び登記資料収集整理業務等をいう。）

1 測量業務費の価格積算基準

(1) 適用範囲

この積算基準は、用地測量業務に適用する。

(2) 用地測量業務費の構成



2 測量業務費構成費目の内容

2-1 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) 直接測量費

直接測量費は、用地測量を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。

① 直接人件費

直接人件費は、用地測量の実施に必要な技術者の費用（業務打合せ及び往復旅行時間に係る技術者を含む。）で、技術者の職種は下表による。

職 種 名	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
表示職種	主任技師	技 師	技師補	助 手	補助員

② 材料費

材料費は、各業務ごとに定める材料であり、次式により計上するものとする。

材料費＝各業務の直接人件費×各業務ごとに定める材料費率

③ 機械経費

機械経費は、各業務ごとに定める機械の損料等とし、次式により計上するものとする。

機械経費＝各業務の直接人件費×各業務ごとに定める機械費率

- ④ 直接経費
直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。
- ア 旅費交通費
旅費交通費は、用地測量実施に必要な旅費、交通費であり、「職員の旅費に関する条例」に準じて算定する。
- イ 基地関係費
基地関係費は、用地測量の実施に必要な基地の設置又は使用の費用である。
- ウ 安全費
安全費は、用地測量に必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に要する費用及びその他の安全対策に要する費用である。
なお、積算に当たっては、測量業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第155号構造改善局長通知）に準拠する。
- エ 電子成果品作成費
電子成果品作成費は、電子成果品の作成に要する費用である。
- オ その他
その他は、直接経費のうち旅費交通費、基地関係費及び安全費以外の経費で、伐除補償等に要する費用である。
- ⑤ 技術管理費
技術管理費は、精度管理費と成果検定費で構成する。
- ア 精度管理費
精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用である。
なお、この精度管理費の対象となる作業は、別表－1のとおりである。
また、積算は直接作業費のうち、直接人件費及び機械経費の合計額に別表－1の精度管理費係数を乗じて算出する。
$$\text{精度管理費} = (\text{直接人件費} + \text{機械経費}) \times \text{精度管理係数}$$
- イ 成果検定費
成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して検定が必要な場合に計上する。
なお、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。
- (2) 間接測量費
間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要な経費、情報共有システムに要する費用（登録用及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。
また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。
なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。
- (3) 一般管理費
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。
なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて、諸経費として計上する。
- ア 一般管理費
一般管理費は、測量業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該測量業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。
- イ 付加利益
付加利益は、測量業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。
- (4) 諸経費
諸経費は、間接測量費と一般管理費等と合わせたものであり、次によって得た額を計上するものとする。
諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く。）に別表－2により求めた諸経费率を乗じて得た額とする。
$$\text{諸経費} = (\text{直接測量費} - \text{成果品検定費}) \times \text{諸経费率}$$
- 2－2 測量調査費
測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査、計画及び測量データをを用いた解析等高度な技術力を必要とする測量業務の費用である。
- 2－3 消費税等相当額
消費税等相当額は、測量業務価格に対する消費税等相当額である。

3-1 測量業務費の積算方式

測量業務費は、次の積算方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} + (\text{成果検定費})\end{aligned}$$

3-2 消費税等相当額

消費税等相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

$$\text{消費税等相当額} = \text{測量業務価格} \times \text{消費税等税率}$$

4 電子成果品作成費

測量作業における電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 2.3 \times X^{0.44}$$

ただし、X：直接人件費（千円）

(注) 1 上式の電子成果品作成費の算出に当たっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

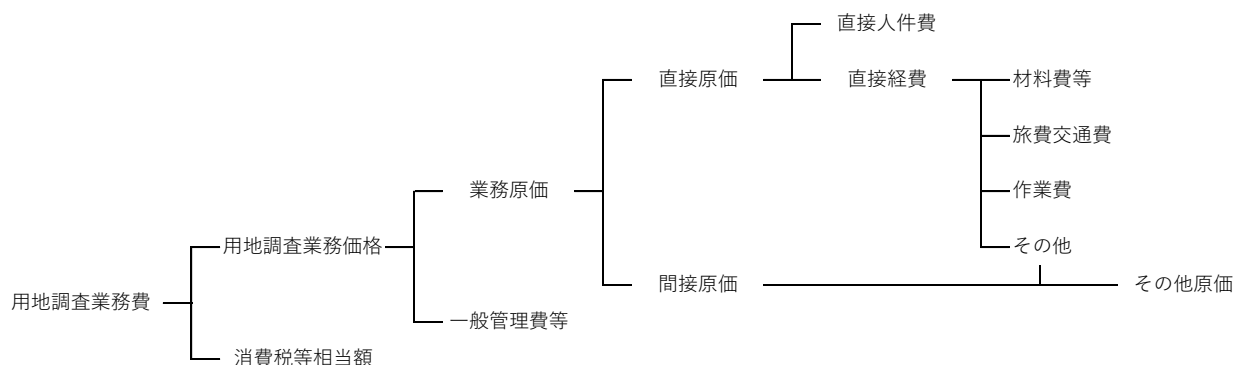
2 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

3 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。

第2 用地調査業務（権利調査（墓地管理者等の調査、土地利用履歴等調査）、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書の作成、物件調書の作成、保安林解除申請書等の作成、内水面漁業権等調査及び写真台帳の作成業務その他用地測量業務以外の調査業務をいう。）

1 用地調査業務費の価格積算基準

- (1) 適用範囲
この積算基準は、用地調査業務に適用する。
- (2) 用地調査業務費の構成



2 調査業務費構成費目の内容

2-1 直接原価

直接原価は、用地調査を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、用地調査を実施するために必要な技術者の人件費（業務打合せ及び往復旅行時間に係る技術者を含む。）である。

なお、用地調査業務における技術者の職種は、下表による。

職 種 名	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
表示職種	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D

(2) 直接経費

直接経費は、材料費等、旅費交通費、作業費、その他で構成する。

① 材料費等

材料費等は、用地調査をするために必要なトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、フィルム、フィルム等の購入費）であって次式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

② 旅費交通費

旅費交通費は、用地調査等業務を実施するのに必要な旅費及び交通費等の費用であり、「職員の旅費に関する条例」に準じて算定する。

③ 作業費

作業費は、用地調査をするに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2-2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものである。

(1) 間接原価

間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

2-3 一般管理費等

一般管理費等は、業務処理に必要な建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。

(1) 一般管理費

一般管理費は、当該用地調査業務を実施する建設コンサル等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

(2) 付加利益

付加利益は、当該用地調査業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

3 消費税等相当額

消費税等相当額は、調査業務価格に対する消費税等相当額である。

4 用地調査業務費の積算

(1) 用地調査業務費の積算方式

建設コンサルタント等を対象とする場合の用地調査業務費は、次の積算方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{用地調査業務費} &= (\text{用地調査業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等}) \} \times \\ &\quad \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}\end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

② 直接経費

直接経費は、2-1(2)の各項目について必要額を積算するものとする。

2-1(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

③ その他原価

その他原価は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑤ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税等税率})$$

5 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$\text{設計に使用する単価} = \text{内税単価} \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

① 数量

数量は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

② 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（小数点以下四捨五入）とする。

③ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（小数点以下四捨五入）とする。

④ 明細書金額

1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。

- ⑤ 経費を算出する際の係数
経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

- 6 その他
その他用地調査業務に関する事項は、「第1 用地測量業務」の価格積算基準に準ずるものとする。

別表－１ 精度管理費係数表

測 量	作 業 種 別	精度管理費係数
用 地 測 量	現況実測平面図の作成	0.07
	横断面図の作成	0.07
	復元測量	0.07
	補助基準点の設置	0.07
	用地現況測量（建物等）	0.07
	境界点間測量	0.07
	面積計算	0.07
	用地実測図の作成	0.07
	用地平面図の作成	0.07

別表－２ 用地測量業務 諸経费率表

(１) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を 除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(２) の算定式により求められた率と する。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	－0.084	61.4%

(２) 算定式

$$Z = A \times X^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第２位を四捨五入して、小数点以下第１位止めとする。